

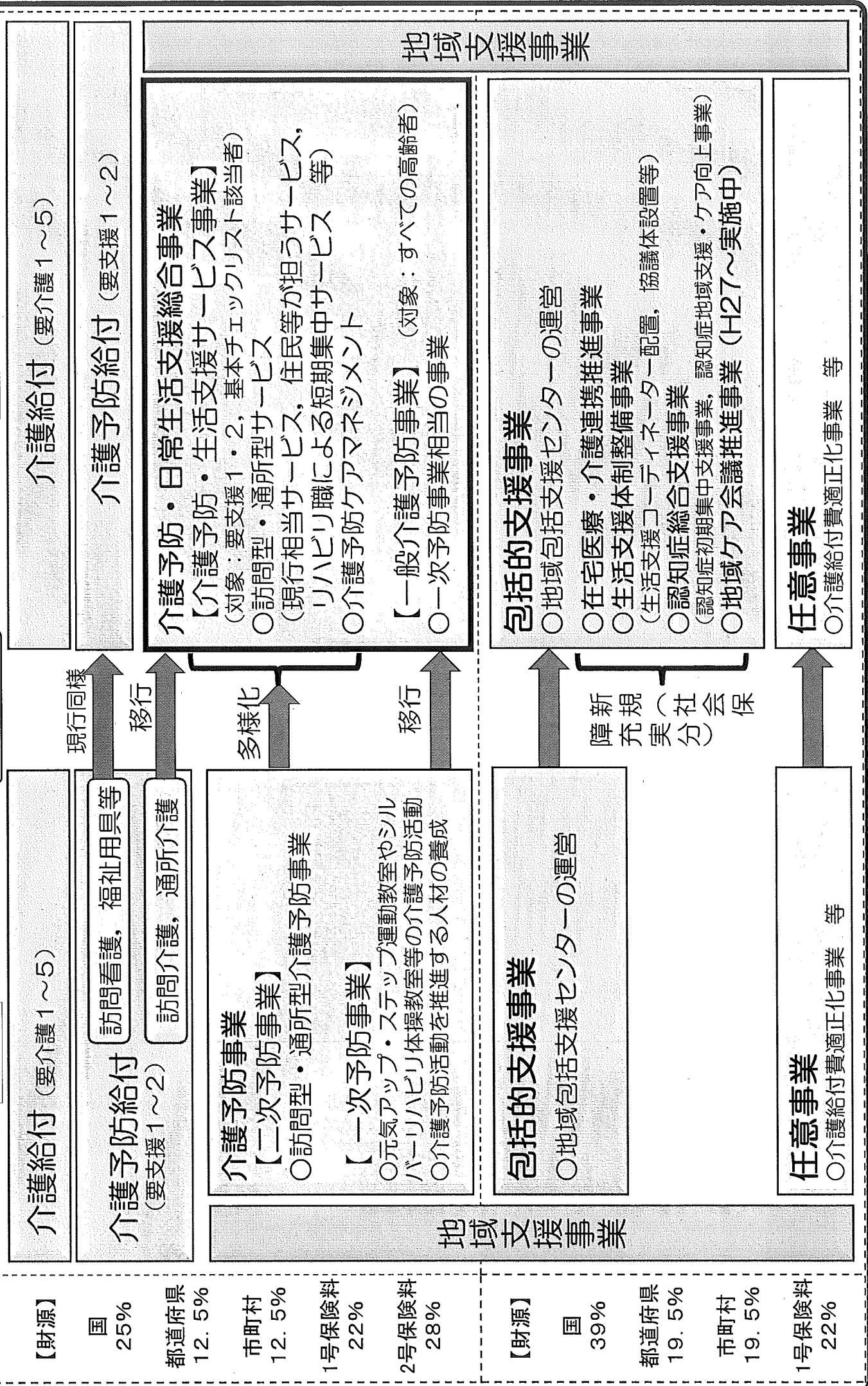
介護予防・日常生活支援総合事業 の実施について

【図1】介護保険制度の事業構成

＜見直し後＞

介護保険制度

＜現行＞



介護給付 (要介護1～5)

介護給付 (要介護1～5)

訪問看護, 福祉用具等
訪問介護, 通所介護

介護予防給付 (要支援1～2)

介護予防事業
【二次予防事業】
○訪問型・通所型介護予防事業
【一次予防事業】
○元氣アップ・ステップ運動教室やシルバークラブ・リハビリ体操教室等の介護予防活動
○介護予防活動を推進する人材の養成

介護予防・日常生活支援総合事業
【介護予防・生活支援サービス事業】
(対象: 要支援1・2, 基本チェックリスト該当者)
○訪問型・通所型サービス
(現行相当サービス, 住民等が担うサービス, リハビリ職による短期集中サービス等)
○介護予防ケアマネジメント
【一般介護予防事業】 (対象: すべての高齢者)
○一次予防事業相当の事業

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営

包括的支援事業
○地域包括支援センターの運営
○在宅医療・介護連携推進事業
○生活支援体制整備事業
(生活支援コーディネーター配置, 協議体設置等)
○認知症総合支援事業
(認知症初期集中支援事業, 認知症地域支援・ケア向上事業)
○地域ケア会議推進事業 (H27～実施中)

任意事業
○介護給付費適正化事業 等

任意事業
○介護給付費適正化事業 等

【財源】
国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源】
国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

現行同様

移行

多様化

移行

新規
充実 (社会保
障 実 分) 保

地域支援事業

地域支援事業

